

一般質問通告書

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

令和2年11月20日
東村山市議会議長 あて

議席番号 22番
質問者 駒崎 高行

記

1 市職員の専門性を高める方策、人材育成を

6月定例会一般質問で、ICTに関する新たな部署の設置の提案と共に、アドバイザーによる技術、知識を高めることを提案した。他の業務についても、職員のスキルアップを行い、専門性を高めることが業務効率を上げ、市民の暮らしを守る事になると考える。各種研修等の充実や、他市との職員交流による強化を求めたい。またオールラウンダーとエキスパート、そのどちらも求められる人材であることも間違いのない事から職員の異動についても伺う。

- (1) 職員研修に要した経年の金額と新たな外部研修を行った実績、職員の先進市への視察に要した経年の金額を伺う。また効果的な外部研修を取り入れる手順はどのようなものか。
- (2) 職員に対する効果的な外部研修と職員の先進市への視察を積極的に行う事に対する市長の見解を求める。
- (3) 職員研修について、当市ではOJTを多く行っているが、その期間、達成目標、用いる資料について伺いたい。合わせて全体としての標準化や部署毎のOJTに対する評価や改善点の指摘をどう考え、どう行ってきたか。
- (4) 収納業務のスキルアップのために東京都へ職員派遣を行っている。派遣の人数、期間、具体的な効果、職員派遣することの評価を伺う。
- (5) 他市との職員派遣・受入れを研修と捉えて行う事で、業務の改善、効率化や職員の専門性向上に繋がると考える。周辺市や先進市に働きかけ、協議することを提案するが如何か。
- (6) 職員の異動について、何年毎や、部が変わる・変わらないなどの考え方の基準を伺う。
- (7) 経験者採用の実績と効果を伺う。また一歩進めて、採用の時点から、異動が無いまたは少ない新しい専門職の設置、採用はできないか。

- (8) 議会事務局や監査委員事務局などは広域で採用されたエキスパートにより運営されることが将来的には好ましいと考えるが、この考えへの是非と、市が専門的な人材を導入する必要性への市長のお考えを伺いたい。

2 改正社会福祉法の施行の影響を問う

6月に改正された社会福祉法が2021年4月1日に施行される。これを受けて、市の施策にどのような影響があるか、また法が目指す、ひきこもりを始めとする複合的生活課題への対策などを今後どのように進めていくか、コロナ禍の影響を確認するため以下伺う。

- (1) 新しい重層的支援体制整備事業は任意事業であるが、これに対する現在の取り組み、決定した内容、スケジュールを伺う。
- (2) 縦割りを廃した断らないワンストップな相談体制、就労や居室を支援する参加支援、既存社会福祉資源を活用した地域づくり支援の3つの事業を同時に実施する任意事業であるが、現在手が届きにくい、ひきこもりを始めとする複合的生活課題への新しい取り組みのためのアウトリーチなど、目指している点は評価している。市の手上げの有無は置き、評価を伺いたい。
- (3) 市の現在行っているほっとシティ東村山や社協の事業に対して、事業内容と交付金の額などへの影響はあるか。
- (4) コロナ禍の影響は大きいと思うが、具体的に考えられる困難な点があれば伺う。